第 3 章

# 計画の推進に際して



## 1

## 社会全体で取り組むための連携・協働

第2章で述べた各施策を着実に実施していくためには、学校だけではなく、家庭や地域の住民、大学、企業、NPOなど様々な主体と教育の意義や方向性を共有し、連携・協働して取り組んでいくことが重要です。

このため、第3期計画は、教育行政の関係者はもとより、教育に関わる全ての人々が、教育の意義や方向性を共有しながら、これからの埼玉教育の未来を共に描き、創っていくための共通の指針となるよう策定しています。教育を共に担う市町村、学校、家庭、地域、大学・企業などには、以下のような役割等を期待するとともに、本県としては、それぞれの教育力の結集に力を尽くし、社会全体で本計画を推進していきます。

## 1 市町村

市町村は、学校の管理運営や生涯学習機会の提供など、県民に身近な教育行政を担当しています。

一方、県は広域自治体としての方針の策定や市町村における教育事業への支援を 行うことなどにより、全県的な教育水準の維持向上に努めています。

そのような中で、本県では、「埼玉県学力・学習状況調査®」や「埼玉の子ども70万人体験活動®」、「学校応援団®」の推進など、市町村との連携・協力の下、様々な施策を推進してきました。

今後、市町村においては、「学校応援団<sup>®</sup>」や「放課後子供教室<sup>®</sup>」などの取組を基に、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えるとともに、学びを通して地域の住民のつながりを深め、地域の活性化に向けた活動が推進されることを期待します。

県としては、市町村の主体性を尊重しつつ、市町村に対する支援や広域調整機能を果たすとともに、市町村と連携・協働し、本県全体の教育水準の維持向上に取り組みます。

## 2 学校

県は、市町村立学校における教育活動が充実するよう、市町村への指導や助言、援助などを通じて支援しています。

県立学校に対しては、設置管理者としてのマネジメント機能を発揮し、必要な指導、

助言、情報提供を行います。また、各県立学校がその特性を最大限に発揮し、主体的な学校運営ができるよう、課題解決や授業力の向上などに向け、チームで対応する体制づくりなどを支援しています。

学校は、子供たちの教育を中心的に担っており、本計画を実効性のあるものとしていく上でも、学校の取組が何よりも重要です。学校には、本計画の基本理念を共有するとともに、県や市町村などと連携・協力し、地域の実情や児童生徒の実態に応じて主体的に教育施策に取り組むことを期待します。

特に、新しい時代に求められる資質・能力の育成に向けた新学習指導要領の円滑な 実施や、学校と地域がパートナーとして双方向に連携・協働していくことなど、新たな課 題に積極的に対応していくことを期待します。

## 3 家庭

家庭は全ての教育の出発点であり、各家庭が子供の教育に対して第一義的な責任を有することは教育基本法に明記されています。各家庭がその役割をしっかりと自覚し、子供の基本的な生活習慣や倫理観、自制心や自立心などを育んでいくことが求められています。

そのためには、学校と家庭が役割分担を明確にした上で相互に連携・協働していくことが重要です。

また、核家族化などに伴い、子育ての経験や知恵が継承されないため、子育ての悩みや不安を身近に相談できる相手がいないことや、子育てに関する多くの情報の中から適切な情報を取捨選択することの難しさも指摘されており、親子の育ちを支えていくことは大きな課題です。

これまで本県では、「親の学習®」など家庭教育支援のための学習機会を提供するとともに、子育てや教育について気軽に相談・交流できる場を設けるなど、子育てを支援してきました。

今後も、学校と家庭の連携・協働を進めるとともに、家庭の教育力の向上のための機会を設けるなど家庭教育支援に取り組みます。

#### 4 地域

子供は地域での日常的なふれあいや様々な体験を通して、温かく育まれるとともに 社会性も身に付けることができます。今後、人生100年時代®を迎え、地域には多様な 人的・物的資源が増えていくことが見込まれます。

本県では、「学校応援団<sup>®</sup>」が全ての小・中学校で活動しています。また、県内に居住する子供たちがいずれかの「子ども大学<sup>®</sup>」に参加できる体制が整っています。

今後は、「社会に開かれた教育課程®」や「社会に開かれた学校」づくりを推進していくため、地域と学校との関係を、地域による学校の支援から、地域と学校の双方向の連携・協働へと発展させていくことが必要です。そして、相互に意見を出し合い、学び合うことを通して、地域の将来を担う人材を育成するとともに、学校が地域の中で役割を果たす存在となり、学校と地域の新しい関係を構築していくことが期待されます。

## 5 大学・企業など

本県は首都圏にあり交通網が発達していることから、世界をリードする研究機関・大学・企業が多く立地しています。本県の教育の質を高める上で、これらの機関との連携・協働は大変重要です。

本県ではこれまでも、大学や研究機関と連携したグローバル化に対応する教育の推進や、企業と連携したキャリア教育®の実施、大学やNPOなどが連携して実施する「子ども大学®」の推進などを進めてきました。

また、「埼玉県学力・学習状況調査®」の分析や「協調学習®」の研究、教職員の研修なども、様々な大学と連携して実施しています。

今後も、大学・企業・研究機関・NPO等と連携した教育の実施や、教育の質の向上に向けた研究・研修等の取組を推進していきます。



資料

## 2 計画の着実な実現

## ① 施策評価の実施

本計画に掲げた施策を進めるに当たっては、PDCA®に基づく政策マネジメントサイクルを踏まえ、翌年度の具体的な事業を検討することが重要です。

このため、本計画においては、より効果的・効率的な教育政策の企画・立案などを行う 観点や、県民への説明責任を果たす観点から、客観的な根拠を重視した行政運営 (EBPM®)にも留意しつつ、施策ごとに分かりやすい指標を設定します。その指標も参 考としながら、毎年度、施策の成果を評価し、公表します。また、各施策の担当部署・関 連部署を明確化しつつ、中長期的に対応すべき課題も踏まえながら進捗管理を行って いきます。

このような取組を通じて、効果的な教育行政の推進に資するとともに、県民への説明 責任を果たしていきます。

## ② 各年度における重点施策の策定

本計画は、平成31年度(2019年度)からの5年間に取り組むべき教育施策を体系的に明らかにしています。この計画を実現するためには、各年度において、効果的かつ着実に様々な事業を展開していかなくてはなりません。

このため、計画期間中の各年度における重点的な取組を定めた「埼玉県教育行政重 点施策」を策定し、本計画の実現に取り組みます。

## ③ 教育予算の充実・確保

本県の財政は、異次元の高齢化などに伴い、社会保障費などの経常的経費が年々増加すると予想されます。一方で、歳入は経済動向などの影響を大きく受け、一時より税収が増加しているものの、先行きは不透明な状況です。そのため、当面は厳しい財政運営が続くと予想されます。

このような状況において、県民一人一人が豊かな人生を送るとともに、本県が持続的に発展していくためには、他者と協働しながら自らの可能性を最大限に伸ばし、生涯にわたって輝き続けられる人材を社会の担い手として育成していくことが求められています。

教育は、一人一人の未来とともに社会の礎となるものです。すなわち、個人の社会的 自立の基礎を築き幸福を実現するものであるとともに、その成果は、教育を受けた本人 のみならず広く社会全体に還元され、社会の安定や維持・発展の原動力となります。

子供たちの将来のために、また、本県の持続的な発展のために、県民の理解を得ながら、本計画の実現に必要な予算の充実・確保に努めます。

また、国に対しても教育予算の拡充や教職員定数の改善について積極的に働き掛けます。



# 3 指標

※背景に が敷かれた指標は、埼玉県5か年計画に基づき設定したものです。

第3期計画の目標の進捗状況を把握するため、以下のことに留意しつつ指標を設定します。

- (1) 指標は、現在の水準等を踏まえつつ、施策の達成状況を把握するために必要かつ適切であるものを精選の上で設定したこと。
- (2) 指標の活用や関連する施策の展開に当たっては、その数値の達成が自己目的化され、本来の目指すべき状況とのかい離や望まざる結果を招かないよう、十分留意することが必要であること。
- (3) 各指標によって目標の達成状況を測ることができる程度は異なり、指標のみをもって目標の達成状況に係る全ての要因を評価することは困難であることに留意する必要があること。
- (4) 計画の実施状況のフォローアップに当たっては、指標の推移に加え、関連する情報も含め、多角的な評価を行うことが重要であること。また、子供や保護者などが置かれている環境は様々であることから、個々の状況に配慮しながら、各施策の実施・評価に取り組んでいくことが求められること。

#### 目標 I・確かな学力の育成

#### 施策1 一人一人の学力を伸ばす教育の推進

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
学力・学習状況 調査における学 力状況					
・全国学力・学習 状況で、全国学力・学習 状況で、全国 力)を1 上 を1 上 を2 大教科 数	・全国学力・学習状況調査において、全国平均正答率(公立)を1ポイント以上上回った教科区分(国語、算数・数学の調査種別)の数。	・全国学力・・学習教・知学の小・中の教・中の教・中の教・中の教・中の教・中の教・中の教・とのはいるではいるではいるでは、ないないでは、というというでは、というというでは、というというでは、というというでは、というというでも、というでは、というでは、はいうでは、というでは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これ	小学校6年生 0教科区分 中学校3年生 0教科区分 (平成30年度)	小学校6年生 全教科区分 中学校3年生 全教科区分 (平成35年度)	36
・「埼玉県学力・学習状況調査®」において、学力を12段階中2段階以上伸ばした児童生徒の割合	・「埼玉県学力・学習状況調査」において、小学校4年生から6年生まで及び中学校1年生から3年生までの2年の間に、国語及び算数・数学の学力を12段階中2段階以上伸ばした児童生徒の割合。  児童生徒の学力向上のため、全国との比較及び児童生徒の人一人の学力の伸びの両面を把握する必要があることから、この指標を選定した。	・埼玉県5か年計画 における平成33年 度の目標値(小学校69.2%、中学校 55.2%)を踏まえ、これを更に向上させる ことを目指し、目標 値を設定した。	小学校 (4年生→6年生) 60.7% 中学校 (1年生→3年生) 32.9% (平成29年度)	小学校 (4年生→6年生) 69.2%以上 中学校 (1年生→3年生) 55.2%以上 (平成35年度)	

## 新しい時代に求められる資質・能力の育成

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
「主体的・対話的 な深い学び」の 実施状況					
・「主体的・対話的な深い学び」に関する研修を受講し授業を行った教員数	・「主体的・対話的な深い学び」に関する研修を受講し授業を行った教員の人数。	・毎年約1,000人に対して研修を実施し「主体的・対話的な深い学び」を実現する授業を実践できる教員を増やすことを目指して、平成35年度までの累計値として、目標値を設定した。	7,057人 (平成29年度末)	13,000人 (平成35年度末)	
・協調学習 <sup>®</sup> マイ スターによる 研修等の回数	・協調学習マイスター認定教員が校内、校外において授業改善に係る研修等を行った回数。 児童生徒の「主体的・対話的な深い学び」を実現するため、より多くの教員の資質能力を向上させるとともに、授業改善を推進することが重要であることから、この指標を選定した。	・現状値の3倍程度 に実績を伸ばすこと を目指し、目標値を 設定した。	67回 (平成29年度)	200回 (平成35年度)	40
将来の夢や目標 を持っていると 回答した児童生 徒の割合	全国学力・学習状況調査®の質問紙調査において「将来の夢や目標を持っている」という質問に「当てはまる」又は「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童生徒の割合。 新しい時代に求められる資質・能力を育成することが、将来の夢や目標を描ける児童生徒が増えることにつながることから、この指標を選定した。	新しい時代に求められる資質・能力を育成することにより、全国トップの水準になることを目指して、目標値を設定した。	小学校6年生 85.7% 中学校3年生 74.4% (平成30年度)	小学校6年生 95.0% 中学校3年生 80.0% (平成35年度)	

## 施策3 伝統と文化を尊重しグローバル化に対応する教育の推進

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
地域の歴史や自 然について関心 があると回答し た児童生徒の割 合	埼玉県学力・学習状況調査®の質問紙調査において、「埼玉県や今住んでいる市町村の歴史や自然について関心がある」という質問に「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と回答した児童生徒の割合。  伝統と文化を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する、まず自分の住む郷土を知ることが原点であることから、この指標を選定した。	が、中学校で6割の 生徒が地域の歴史や 自然について関心を	小学校5年生 71.3% 中学校2年生 42.1% (平成29年度)	小学校5年生 80.0% 中学校2年生 60.0% (平成35年度)	
中学業語 校 C L J 検 S で A 3 達 の 相 等 C L J 検 を を と 学で A 1 当 以 生 学で C L 検 上 を で C L 検 上 を で C L 検 上 を で C L 検 上 を で C L 検 上 を で C L 検 上 を で C L 検 上 を と と を E M A 3 達 の 相 等 D た ま R ル 2 達 の 相 が と さ で C L 検 上 を を E M A 3 達 の 相 等 C L M A 2 達 の 相 か と 音 で C L 検 上 を を F M A 3 達 の 相 等 C L M A 2 達 の 相 か と 音 で C L M A 3 達 の 相 か と き で C L M A 3 達 の 相 か と き で C L M A 3 達 の 相 か と き で C L M A 3 達 の 相 か と き で C L M A 3 達 の 相 か と き で C L M A 3 達 の 相 か と き で C L M A 3 達 の 相 か と き で C L M A 3 達 の 相 か と E M A 3 達 の 相 か と E M A 3 達 の 相 か と E M A 3 達 の 相 か と E M A 3 達 の 相 か と E M A 3 達 の 相 か と E M A 3 達 の 相 か と E M A 3 達 の 相 か と E M A 3 達 の 相 か と E M A 3 達 の 相 か と E M A 3 達 の 相 か と E M A 3 達 の 相 か と E M A 3 達 の 相 か と E M A 3 達 の 相 か と E M A 3 差 の 相 か と E M A 3 差 の 相 か と E M A 3 差 の 相 か と E M A 3 差 の ま E M A 3 差 を E	ローバル社会で活躍するためには、外国語で多様な人々とコミュニケーションを図るこ	国の第3期教育 振興基本計画に高いて、中学校及びに高い 学校卒業段階に当の を達成した生徒の をを1割以上にする ことを踏まえ、目標値を 設定した。	中学校 41.9% 高等学校 34.5% (平成29年度)	中学校 50.0%以上 高等学校 50.0%以上 (平成35年度)	42

## 施策4 技術革新に対応する教育の推進

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
授業中に I C T <sup>®</sup> を活用して 指導する能力 がある高校教 員の割合	文部科学省の「学校における教育の情報においてというちとでも、 と立高等学校教員のうちとでもの。 と立高等学校教員のうちとできる」、「わりにできる」、「や割りにできる」、「の割りにできる」、「の割りにできる」、「の割りにできる」、「の割りにできる」とできる。 国の第3期教育であるがきる。本生に関するには、導するには、導するには、導するには、導するによりにある。といるには、はいるにはいる。	技術革新に対応 した教育を実施する ため、全ての教員が ICTを適切に活用 できることを目標と した。	79.2% (平成28年度)	100% (平成35年度)	44

## 施策5 人格形成の基礎を培う幼児教育の推進

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
教育課程の接続に向けた小学校 区等における幼稚園・保育所・認定こども園舎とはも できたも園舎をおります。 学校関係者による協議会等の割合	を実施していると回答した割合。 幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続に向け、小学	幼児期の教育と小学校教育とのに、全校のために、全での本ではい学校においいででは、全ではいいでは、全では、全では、全では、全では、全では、全では、全では、全では、全では、全	37.9% (平成29年度)	100% (平成35年度)	46

## 目標Ⅱ・豊かな心の育成

## 施策6 豊かな心を育む教育の推進

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
身に付けている 「 規 律 あ る 態 度」の状況					
・児童生徒の8 割以上が身に 付けている「規 律ある態度」の 項目数の割合	・県が設定した「規律ある態度」 (各学年12項目)のうち、 小学校2年生〜中学校3年 生の8割以上が身に付けて いる項目の割合。	・「規律ある態度」の全 ての項目について、 児童生徒の8割 上が達成できれが 規律ある態度が 規律を、基本的な生 活・学習習慣の改き が期待できることを 踏まえ、目標値を 定した。	小学校 93.3% 中学校 91.7% (平成29年度)	小学校 100% 中学校 100% (平成35年度)	
・身に付けた「規律ある態度」の項目数を伸ばした児童生徒の割合	・小学校4年生から6年生まで及び中学校1年生から3年生までの間に、身に付けた「規律ある態度」の項目数を伸ばした児童生徒の割合(小4・小6の両時期に全項目を身に付けている児童を含む。中学生も同様。)。 「規律ある態度」を着実に身に付けさせるためには、全体の達成状況に加え、個々の児童生徒の達成状況を把握する必要があることから、この指標を選定した。	・埼玉県5か年計画 における平成33年 度の目標値(小学 校56.0%、中学校 57.0%)を踏まえ、こ れを更に向上させる ことを目指し、目標 値を設定した。	小学校 54.7% 中学校 48.8% (平成29年度)	小学校 56.0%以上 中学校 57.0%以上 (平成35年度)	50

## 施策7 いじめ防止対策の推進と生徒指導の充実

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
いじめの解消率	県内公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校におけるいじめの認知件数のうち、認知年度内に解消された件数の割合。 国の第3期教育振興基本計画の測定指標であり、いじめが児童生徒にとって重大な事案であり、早期発見・早期対応により、いじめの解消に努める必要があることから、この指標を選定した。	じめを全て解消する ことを目指し、目標値	81.9% (平成29年度)	100% (平成35年度)	52

#### 施策8 人権を尊重した教育の推進

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
新しい「人権感 覚育成プログラム」を活用できる教員を育成した学校の割合	参加し、授業等で実践できる	が児童生徒の「豊かな人権感覚」の育成につながることから、小・中・高等学校において各学校2人以上の指導者を育成することを目指し、目標値	_	100% (平成35年度)	54

## 目標Ⅲ•健やかな体の育成

#### 施策9 健康の保持増進

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
毎日朝食を食べている児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査®において、毎日朝食を食べている児童生徒の割合。 国の第3期教育振興基本計画の測定指標であり、、望ましい食習慣」の育成を目指している。毎日朝食を食べる習慣は、「望ましい食習慣」の基本であることから、この指標を選定した。	全国的に毎日朝食を食べる児童生徒が減少傾向にある中で、小学校・中学校ともに全国トップの水準になることを目指し、目標値を設定した。	小学校6年生 86.6% 中学校3年生 80.7% (平成30年度)	小学校6年生 90.0% 中学校3年生 90.0% (平成35年度)	58

## 施策10 体力の向上と学校体育活動の推進

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
体力の目標達成 状況					
・体力テストの 5段階絶対評 価で目標を達成した学校の 割合	・体力テストの5段階絶対評価で上位3ランク(A+B+C)の児童生徒の割合が校種別の目標値(小学校80%、中学校85%、全日制高等学校90%)に到達した学校の割合。	・埼玉県5か年計画における平成33年度の目標値(小学校70.0%、中学校60.0%、全日制高等学校55.0%)を踏まえ、これを更に向上させることを目指し、目標値を設定した。	小学校 75.1% 中学校 63.8% 全日制 高等学校 50.7% (平成29年度)	小学校 80.0%以上 中学校 65.0%以上 全日制 高等学校 55.0%以上 (平成35年度)	60
・体力テスト8 項目中5項目 以上個々の目 標を達成した 児童生徒の割 合	・体力テスト8項目中5項目 以上、個々の目標を達成した 児童生徒の割合。 客観的な基準により体力向 上の状況を示す数値と、一人 一人の伸びを示す数値の両 面から児童生徒の体力の推 移を把握する必要があること から、この指標を選定した。	・埼玉県5か年計画 における平成33年 度の目標値(小学 校55.0%、中学校 53.0%、全日制高等 学校57.0%)を踏ま え、これを更に向上 させることを目指し、 目標値を設定した。	小学校 54.2% 中学校 53.0% 全日制 高等学校 54.7% (平成29年度)	小学校 55.0%以上 中学校 54.0%以上 全日制 高等学校 57.0%以上 (平成35年度)	

## 目標Ⅳ• 自立する力の育成

## 施策11 キャリア教育·職業教育の推進

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
職場体験やインターンシップ®を実施した高等学校の割合	国立教育政策研究所生徒 指導研究センターのインター ンシップの実施状況調査にお ける公立高等学校(さいたま 市立を除く。)の実施率。 職場体験やインターンシッ プの実施により、勤労観・職業 観を育成し、働くことに対する 望ましい見方や考え方が形成 されることから、この指標を選 定した。	全国平均値を上回ることを目指し、目標値を設定した。	80.2% (平成28年度)	85.0%以上 (平成35年度)	64
特別支援学校高等部で一般就労を希望する生徒の就職率	県立特別支援学校高等部の生徒のうち、一般就労を希望した生徒が卒業する時点で一般就労できた割合(内定を含む。)。  一般就労の実現は、特別支援学校における教育の充実の成果を示す数値であることから、この指標を選定した。	埼玉県5か年計画 における平成33年度 の目標値(90.0%)を 踏まえ、これをさらに 向上させることを目 指し、目標値を設定し た。	83.2% (平成29年度)	90.0%以上 (平成35年度)	

## 施策12 主体的に社会の形成に参画する力の育成

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
	高等学校学習指導要領に	現状値の 2 倍程度 に実績を伸ばすこと を目指し、目標値を設 定した。	30.9% (平成29年度)	60.0% (平成35年度)	68

## 目標V•多様なニーズに対応した教育の推進

## 施策13 障害のある子供への支援·指導の充実

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
特別支援学校高 等部で一般就労 を希望する生徒 の就職率(再掲)	含む。)。	埼玉県5か年計画 における平成33年度 の目標値(90.0%)を 踏まえ、これをさらに 向上させることを目 指し、目標値を設定し た。	83.2% (平成29年度)	90.0%以上 (平成35年度)	72

## 施策14 不登校児童生徒・高校中途退学者等への支援

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
不登校(年間30日以上)児 童生徒の数及び割合	1年度内に30日以上欠席した公立小・中学校の児童生徒の数及び割合(病気や経済的な理由による者を除く。)。 不登校児童生徒への支援の成果を示す数値であることから、この指標を選定した。	埼玉県5か年計画における平成33年度の目標値(小学校733人以下0.19%以下、中学校3,746人以下2.01%以下)を踏まえ、この割合を維持することを目指し、目標値を設定した。	小学校 1,368人 0.37% 中学校 5,138人 2.84% (平成29年度)	小学校 703人以下 0.19%以下 中学校 3,564人以下 2.01%以下 (平成35年度)	76
公立高等学校に おける中途退学 者数及び割合	公立高等学校における全日制・定時制別の中途退学者の数及び割合。 中途退学防止に向けた取組の成果を示す指標であることから、この指標を選定した。	現状値を基準とし、 埼玉県5か年計画の 年度ごとの削減目標 幅と同等ペースで減 少させることを目指 し、目標値を設定し た。	全日制 1,055人 0.91% 定時制 387人 8.00% (平成29年度)	全日制 962人以下 0.84%以下 定時制 341人以下 7.40%以下 (平成35年度)	

## 施策15 経済的に困難な子供への支援

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
生活保護世帯に 属する子供の高 等学校等進学率		とがないよう、2ポイント向上させ全国トップの水準になることを目指し、目標値を設	94.3% (平成28年度)	96.3% (平成35年度)	78

## 施策16 一人一人の状況に応じた支援

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
日本語指導に関する研修を受講した教員数	帰国・外国人児童生徒等に対する日本語指導のための研修を受講した教員数。 帰国・外国人児童生徒が増加しており、日本語指導について、より多くの教員の指導力を向上させる必要があることから、この指標を選定した。	毎年100人以上に 対して研修を実施し、 日本語指導の指導力 が高い教員を増やす ことを目指し、平成 35年度までの累計 値として目標値を設 定した。	_	500人 (平成35年度)	80

## 目標VI•質の高い学校教育のための環境の充実

#### 施策17 教職員の資質·能力の向上

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
「主体的・対話的 な深い学び」の 実施状況(再掲)					
・「主体的・対話 的な深い学び」 に関する研修 を受講し授業 を行った教員数 (再掲)	・「主体的・対話的な深い学び」に関する研修を受講し 授業を行った教員の人数。	・毎年約1,000人 に対して研修を実施し「主体的・対して研修を対 施し「主体的・対 りな深い学業を 実現する授業をを までする教員を でするを ででの までの までの まで までの まで まで まで まで まで まで まで まで まで まで まで まで まで	7,057人 (平成29年度末)	13,000人 (平成35年度末)	
・協調学習 <sup>®</sup> マイ スターによる 研修等の回数 (再掲)	・協調学習マイスター認定 教員が校内、校外において 授業改善に係る研修等を 行った回数。	・現状値の3倍程度に実績を伸ばすことを目指し、目標値を設定した。	67回 (平成29年度)	200回 (平成35年度)	84
	児童生徒の「主体的・対話的な深い学び」を実現するため、より多くの教員の資質能力を向上させるとともに、授業改善を推進することが重要であることから、この指標を選定した。				
教職員の懲戒処 分件数	- 県議会によ	る追加	23件 (うち管理職 3件) (平成29年度)	0件 (うち管理職 0件) (平成31年度〜 平成35年度の 各年度)	

## 施策18 学校の組織運営の改善

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
	小・中学校におけるコミュ ニティ・スクールの数。				
小・中学校に おけるコミュニ ティ・スクール <sup>®</sup> の数	コミュニティ・スクールの 導入により、学校の組織運営 の改善につながるとともに 学校・家庭・地域の連携・協 働が推進されることから、こ の指標を選定した。	設置割合が全校 の約6割となること を目指し、目標値を 設定した。	281校 (平成30年4月1日)	650校 (平成35年4月1日)	88

## 魅力ある県立高校づくりの推進

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
		中学生が、県立学校の魅力をよく知った上で進路選択することが重要であるため、全ての中学校が活用することを目標とした。	70.2% (平成29年度)	100% (平成35年度)	90

## 施策20 子供たちの安心・安全の確保

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
県立高等学校の 実験実習棟、記 念館等及び食堂 兼合宿所の耐震 化率	県立高等学校の実験実習棟、記念館等及び食堂兼合宿所における「旧耐震基準の建築物のうち耐震性のある建築物」及び「新耐震基準の建築物」の棟数の合計が全棟数に占める割合。 生徒が日常的に使用する施設の耐震性の確保が重要であることから、この指標を選定した。	生徒が日常的に使 用する施設の耐震性 の確保が重要である ため、目標値を設定し た。	85.5% (平成29年度)	100% (平成34年度)	92

#### 学習環境の整備・充実 施策21

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
普通教室において無線LANが利用できる環境にある県立高等学校の割合	において I C T®機器等の情	で無線LANが利用 できることを目標とし	0% (平成29年度)	100% (平成35年度)	94

## 施策22 私学教育の振興

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
保護者や地域住 民等の意見を取 り入れ、教育水 準の向上に取り 組んでいる私立 学校の割合	学校関係者評価が、保護者や地域住民等の意見を聞き	埼玉県5か年計画の目標年度である平成33年度に、高等学校は全校実施、幼稚園は平成27年度のおおむとなり目指し、目標値を設定した。	私立高等学校 85.4% 私立幼稚園 60.0% (平成29年度)	私立高等学校 100% 私立幼稚園 80.0% (平成33年度)	96

## 目標Ⅵ・家庭・地域の教育力の向上

#### 施策23 家庭教育支援体制の充実

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
「親の学習 <sup>®</sup> 」講座の年間実施回数	埼玉県家庭教育アドバイザー®が「親の学習」プログラムを活用して行う「親の学習」講座の年間実施回数。 家庭の教育力の向上のためには「親の学習」を推進することが重要であるため、この指標を選定した。	企業等との連携による講座、学習支援に関する講座、学習を中心に、実施回数を毎年度60回数を毎ずつ増加させることを目指した。	1,697回 (平成29年度)	2,000回 (平成35年度)	100

## 施策24 地域と連携・協働した教育の推進

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
学校応援コー ディネーターの 人数	進め、社会全体で子供を育て		2,341人 (平成29年度末)	3,100人 (平成35年度末)	102
小・中学校に おけるコミュニ ティ・スクール <sup>®</sup> の数(再掲)	小・中学校におけるコミュニティ・スクールの数。 コミュニティ・スクールの 導入により、学校の組織運営 の改善につながるとともに学校・家庭・地域の連携・協働が 推進されるため、この指標を 選定した。	設置割合が全校 の約6割となるこ とを目指し、目標値 を設定した。	281校 (平成30年4月1日)	650校 (平成35年4月1日)	

## 目標Ⅷ・生涯にわたる学びの推進

#### 施策25 学びを支える環境の整備

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
1年間に生涯学 習活動に取り組 んだ人の割合	県政サポーターアンケートにおいて、「この1年くらいの間に『生涯学習活動』をしたことがある」と回答した人の割合。 生涯学習活動を実施している人を増やす取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定した。	毎年度 1 ポイント ずつ実績を伸ばすこ とを目指し、目標値を 設定した。	67.7% (平成29年度)	73.0% (平成35年度)	108

## 施策26 学びの成果の活用の促進

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
生涯学習を通じ て身に付けた知識・技能や経験 等を地域や社会 での活動に生か している人の割	の活動に生かしている」と回答した人の割合。 国の第3期教育振興基本	生涯学習を通じて 学んだ知識・技能事 を送に生かしていると 思う人がその知識・ 1 人がその知地域に 1 代を経験の 1 代を 1 代を 1 代 2 とを 1 付 2 とを 1 付 2 とを 1 付 3 に 4 に 5	28.8% (平成29年度)	33.0% (平成35年度)	112

## 目標区・文化芸術の振興

#### 施策27 文化芸術活動の充実

	10=1113711-13 1 7 0 7 1				
施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
	埼玉県芸術文化祭事業への参加者数。				
埼玉県芸術文化 祭への参加者数		参加者数を150万 人にすることを目指 し、目標値を設定し た。	1,468,000人 (平成29年度)	1,500,000人 (平成35年度)	116

## 施策28 伝統文化の保存と持続的な活用

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
県立博物館等の 年間利用者数	県立博物館等における入館者数、出前講座参加者数、出張展示観覧者数などの年間利用者数。 博物館等は伝統文化の保存と持続的な活用の核となる施設であり、その運営の成果を示すものであることから、この指標を選定した。		915,000人 (平成29年度)	1,000,000人 (平成35年度)	118

#### \_\_ 目標X• スポーツの推進

## 施策29 スポーツ・レクリエーション活動の推進

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
スポーツを週1 回以上行う20 歳以上の県民の 割合(スポーツ 実施率)	以上スホーツをすると各えた   20歳以上の県民の割合。	国のスポーツ基本計画において、平成33年度までにスポーツ実施率を65.0%程度に高めることを目標としていることを踏まえ、目標値を設定した。	50.2% (平成29年度)	65.0%以上 (平成35年度)	122

## 施策30 競技スポーツの推進

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
国際大会における埼玉県ゆかりの選手の8位以上の年間延べ入賞者数	本県ゆかりの選手やチームが国際大会において8位以上で入賞した人数(対象は国民体育大会正式種目である41種目とする。)。 本県の選手やチームの競技力の向上を示す数値であることから、この指標を選定した。	入賞者を1割以上 増加させることを目 指し、目標値を設定し た。	441人 (平成29年度)	500人以上 (平成35年度)	124



策定の経緯

用語の解説



#### 1 第3期埼玉県教育振興基本計画策定有識者会議における意見聴取

多様な意見を計画案に反映させるため、14名の有識者からなる「第3期埼玉県教育振興基本計画策定有識者会議」を設置し、計画案の検討・意見聴取を行った。また、有識者会議の議論を深めるため、委員の中から6名によるワーキングチームを設置し、予備協議を行った。(設置要綱、委員名簿は別記)

なお、計画原案の作成等のため関係部局(教育局17課1センター、知事部局16課、警察本部1課)からなる庁内組織を設置した。



▲第2回策定有識者会議

#### 2 県民からの意見

計画案を公表し、埼玉県県民コメント制度に基づき、郵便、FAX、電子メールにより意見を募集した。

募集期間 平成30年9月11日~10月10日

意見数 26人から79件の意見

## 3 策定までの流れ

年月日	事 項	内 容
平成30年 2月21日	第1回策定 有識者会議	「第2期計画の進捗状況等」について 「これからの本県教育の目指すべき姿」 について
5月15日	第1回有識者ワー キングチーム会議	第2回策定有識者会議に向けた協議
6月1日	第2回策定 有識者会議	「基本理念(案)」について 「施策体系(案)」について
7月11日	第2回有識者ワー キングチーム会議	第3回策定有識者会議に向けた協議
8月1日	第3回策定 有識者会議	「総論(案)」について 「施策の展開(案)」について
8月23日	総合教育会議	計画案について知事と教育委員会 (教育長·教育委員)の協議
9月11日~ 10月10日	県民コメント	計画案を公表し、県民の意見・提言を募集
10月5日	県議会文教委員会	計画案を説明
10月26日	教育委員会	計画案を審議
11月2日	知事	計画案を決裁
12月3日	県議会本会議	第126号議案「第3期埼玉県教育振興基本計画の 策定について」を上程
12月17日	県議会文教委員会	第126号議案「第3期埼玉県教育振興基本計画の 策定について」を審査し、継続審査と決定
平成31年 3月1日	県議会文教委員会	第126号議案「第3期埼玉県教育振興基本計画の 策定について」を審査
3月15日	県議会本会議	第126号議案「第3期埼玉県教育振興基本計画の 策定について」を可決(修正可決)
3月18日	教育委員会·知事	計画を策定

## 別記

#### 第3期埼玉県教育振興基本計画策定有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 埼玉県が教育基本法第17条第2項の規定に基づき第3期埼玉県教育振興基本計画(教育の振興のための施策に関する基本的な計画)を策定するに当たり、幅広い意見を反映させるため、第3期埼玉県教育振興基本計画策定有識者会議(以下「有識者会議」という。)を設置する。

(構成)

第2条 有識者会議の委員(以下「委員」という。)は、別表のとおりとする。 (役割)

第3条 有識者会議は、第3期埼玉県教育振興基本計画の策定に関し、必要な意見を述べる。 (委員の任期)

第4条 委員の任期は、第3期埼玉県教育振興基本計画の策定の日までとする。 (座長及び副座長)

第5条 有識者会議に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副座長は、委員のうちから座長が指名する。 (会議)
- 第6条 座長は、有識者会議を招集し、その議長となる。
- 2 有識者会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、有識者会議に必要な者の出席を求めることができる。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。 (ワーキングチームの設置)
- 第7条 有識者会議は、議事を円滑に行うため、ワーキングチームを設けることができる。
- 2 ワーキングチームにリーダーを置く。
- 3 ワーキングチームのリーダー及び構成員は、委員のうちから座長が指名する。 (会議の公開)
- 第8条 有識者会議は、公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(事務局)

- 第9条 有識者会議の事務局は、教育局教育総務部教育政策課に置く。
- 2 有識者会議の庶務は、事務局において処理する。 (その他)
- 第10条 この要綱に定めるほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。 附 則
  - この要綱は、平成29年12月25日から施行する。
  - この要綱は、平成30年4月18日から施行する。

## 第3章

## 第3期埼玉県教育振興基本計画策定有識者会議 委員

氏 名	職業等
青木徹	学校法人開智学園理事長
井 上 裕 子	株式会社井上鉄工所専務取締役
*今村久美	認定特定非営利活動法人カタリバ代表理事
◎ 江利川 毅	公益財団法人医療科学研究所理事長 前公立大学法人埼玉県立大学理事長 元人事院総裁
*大石 幸二	立教大学現代心理学部心理学科、 現代心理学研究科臨床心理学専攻教授
小 谷 元 子	東北大学材料科学高等研究所長兼 大学院理学研究科教授 国立研究開発法人理化学研究所理事
近藤良平	振付家 ダンサー
佐々木 則 夫	十文字学園女子大学副学長 元サッカー日本女子代表監督
* 曽 根 一 男	県立所沢高等学校校長
*田島 真里奈	県立日高高等学校教諭
*戸ヶ﨑 勤	戸田市教育委員会教育長
○∗野島 正也	学校法人文教大学学園理事長 前文教大学学長
平田敦子	川口市立元郷中学校学校応援コーディネーター
松 居 和	音楽家 作家

○座長、○副座長、\*ワーキングチームリーダー、\*ワーキングチーム委員 (五十音順、職業等は開催時のもの)

## 4 第126号議案「第3期埼玉県教育振興基本計画の策定について」に対する修正案

	区分	原案	修正案	修正理由
19 ページ	第1章 4(1)	エ 教職員の資質・能力の向上 上 確かな学力や豊かないできたをできたいでである。 健たいたは、今のでである。 ででる。 ででる。 でである。 ででる。 ででる。 でである。 でで	<b>す</b> <b>大</b> <b>大</b> <b>大</b> <b>大</b> <b>大</b> <b>大</b> <b>大</b> <b>大</b>	教のの雇社行な に絶正及進教めで部課あれてよりに、教題におでた不科・では、教題におでた不科・では、教題においてのるが、では、教題においてのでは、教題においてのでは、教・では、教題においてのでは、教・では、教・では、教・では、教題においるが、神経ののでは、教師ののでは、教・では、教師ののでは、教師ののでは、教師ののでは、教師ののでは、教師ののでは、教師ののをは、教師ののをは、教師ののをは、教師ののをは、教師ののをは、教師ののをは、教師ののをは、教師ののをは、教師ののをは、教師ののをは、教師ののをは、教師ののをは、教師ののをは、教師のののをは、教師のののをは、教師のののをは、教師のののをは、教師のののをは、教師のののをは、教師のののをは、教師のののをは、教師のののをは、教師のののをは、教師のののをは、教師のののをは、教師のののをは、教師のののをは、教師のののをは、教師のののをは、教師ののをは、教師ののをは、教師のののをは、教師のののをは、教師のののをは、教師のののをは、教師のののをは、教師ののをは、教師のののをは、教師のののをは、教師のののをは、教師のののをは、教師のののをは、教師ののをは、教師のののをは、教師ののをは、教師のののをは、教師のののをは、教師のののをは、教師のののをは、教師のののをは、教師のののをは、教師のののをは、教師のののをは、教師のののをは、教師のののをは、教師のののをは、教師ののののをは、教師のののののをは、、まれば、、まれば、、まれば、、まれば、、まれば、、まれば、、まれば、、まれ

1	Š	Ê
	1	Ş
١	ì	£
٠	E	2

区分	原案	修正案	修正理由
75 第2章 5(1)	ウ 主な取組 (略) (時書のが推進員の推進員では、できます。 を推進員である教職である。 (略) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	ウ 主な 取組 (者害行」のフ、的害務配 サ配管境 下のフ、的害務配 サ配管境 で、研で員験や配境特職る 下がチーやの者大あ境すト拡が備 で、新のしるやるす大働を とすが温職員実を集法害大害拡備支教を がよった、新のしるやるす大値を で、研で員談や配境特職る で、対囲を者募方管拡備支教を を相となるすき図が解のサな象まと用夫る向と校の進 がおいのでであるとす。し選・教けとに幅し がおいるでは、では、 で、研で員談や配境特職る で、研で員談や配境特職る で、研で員談を を相対しるがよりにのでである。 で、研で員談や配場を を相対しるがよりに のが出職員実を集法を を相対しるがとに幅し が解のサな象まと用夫る向と校の進 のは、ので、 で、研で員談や配場が、 で、研で員談や配場が、 で、研で員談や記憶を ををあずるとす。しまに、 で、のとでの ををあずるとす。しまい、 でのがとに幅しまれるとす。しまが、 のは、 のは、 のがといす。 をあずるとす。しまい、 で、ので、 でのが、 で、ので、 で、ので、 で、ので、 で、ので、 で、ので、 で、ので、 で、ので、 で、ので、 で、ので、 で、ので、 で、ので、 で、 で、ので、 で、 で、 がに、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが	ででは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、

	区分		原案	修正案	修正理由
84 ページ	第2章	5 (1)	ア 現状と課題 (略) 加えて、体罰や暴言による 指導を服務にの問題である。 指導や服務にののけっした 指導や服絶に、そうは、心でない。 図るときた場合よりいます。 を健康を表するとが必要です。	ア 現状と課題 (体は発生) (株は) (は) (は) (は) (は) (は) (は) (は) (	事祥組ななら載 採て教ガすはこ題る 教が事をおまれ、する大とにとる課人とは、対しておいて、またにしてある。 教が事をとれて、またのは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
85 ページ	第2章 6	5 (1)	イ 施策の方向性 (略) (か) 教職員の心身の健康 の保持増進を図るなど教 職員を支援するための取 組を進めます。	イ 施策の方向性 (略) (か)「不祥事根絶アクションプログラム」に掲げました。 取組の推進など、教職を図ります。 (キ) 教職員に対し、ガイドライヌ現と教科書系がの高い、教科のでは、教育を関いを変別を表明性を高います。 (ク) 教職員の心身の健康の保持増進を図るなどの職員を支援するための取組を進めます。	教職員によるる を図すする。 を図すす方で、 を記載する。 を記述する。 を言述する。 を言

資料

	区分		原案	修正案	修正理由
			<b>ウ 主な取組</b> (略)	<b>ウ 主な取組</b> (略)	教職員による不祥 事の根絶に向けて取
				(ク) 教職員による不祥事の 根絶に向けた取組の推 進	組を推進することを、   主な取組に記載すべ   きである。
				a 教員として採用する 前の教員養成の段階	
				において、倫理観の視点に立った出前講座や ロールプレイング演習	
				等を実施し、教員志望 者の倫理観の確立を	
				図ります。 b 教員採用時において、評定項目に倫理観	
				を明示し面接試験を実 施するなど、教員採用	
				選考試験の工夫・改善 を図ります。 c チェックシートを活	
				用するなど、嗜癖に起 因する不祥事を未然に 防止する取組を推進し	
				が近りる取組を推進し ます。 d 管理職や管理職候	
87ページ	第2章	6 (1)		補者を対象に、不祥事 対策やリスクマネジメ ント等をテーマとした	
				管理職研修プログラム を実施し、不祥事を未	
				然に防止する研修を実 施します。 e 不祥事根絶のため	
				の研修について、不祥 事の内容に応じて研修	
				の内容や手法の工夫・ 改善を行い、教職員の 倫理観の向上を図りま	
				す。 (ケ) 教科書採択の公正性・	
				透明性の確保 教職員及び教育委員 会は、機会及び期間を問	
				わず、教科書発行者から 一切の金品・歳暮を受け 取らず、一切の供応を受	
				けないとするガイドライ ンの遵守を徹底します。	
			(ク) 教職員の心身の健康 の保持増進 (略)	(コ) 教職員の心身の健康 の保持増進 (略)	
			(ケ) 学校で発生する諸問 題への指導・助言	(サ) 学校で発生する諸問 題への指導・助言	
			(略)	(略)	

区分	}	原案	修正案	修正理由
89ページ 第2章	<b>5</b> 6 (2)	ウ 主な取組 (略) (肉) 障害者雇用の推進(再 掲) 障害のある教職員のある教職員がの整備を推進するとのである。 を推進するとのできるとのできるとのできるとのできる。 等に関する法律をいり組みます。	ウ 全 ・	では には には には できる には できる には できる には できる には できる には できる にいて にいて にいて にいて にいて にいて にいて にいて

•
~
;
~
1/5
es.

	区分		原案	修正案	修正理由
142ページ	第3章	3 【指標】	ア 施策17 教職員の資質・能力の向上 「主体的・対話的な深いでして、対して、対して、対しでででででででででででででででででででででででででで	ア 施策17 教職員の資質・能力の向上(ア)「主体的・対話的の実施状況(再)を対している。 「主体のでは、対には、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して	では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、

# 用語の解説をしています。

行	用語	説明	頁
あ	ГоТ	Internet of Things (モノのインターネット) の略で、あらゆるモノがインターネットにつながっている状況、あるいはその技術を指す。例えば、IoTにより、家庭ではテレビやエアコンなどの家電製品がインターネットにつながることで外出先から操作が可能になったり、生産現場では産業機械の部品を作る装置がインターネットにつながることで全体の管理が可能となり、生産ラインの停止時間が縮減されるなど生産の効率化が期待されている。	14、23、 44、64、94
	ICT	Information and Communication Technology (情報通信技術) の略。情報 (information) や通信 (communication) に関する技術の総称。	14、15、40、 42、45、66、 75、89、94、 95、109、 111、136、 143
	アナフィラキシー	アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態のこと。特に血圧が低下して意識の低下や脱力を来すような場合を、アナフィラキシーショックと呼ぶ。	59
	アントレプレナー シップ	「起業家精神」、「イノベーションによって機会を見いだし、事業を成功させる行動体系」などと訳される。	44、45
	いじめ防止対策推 進法	平成25年(2013年)9月に施行され、いじめの防止などの対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な事項を定めている。基本的な事項として、地方公共団体には「地方いじめ防止基本方針」策定の努力義務、学校に対しては「学校いじめ防止基本方針」策定や「いじめの防止等の対策のための組織」設置の義務などを規定している。	52、53
	ЕВРМ	Evidence-Based Policy Makingの略。客観的な根拠に基づく政策立案のこと。	132
	インクルーシブ教育 システム	障害者が精神的及び身体的な能力などを最大限度まで発達させ、 自由な社会に参加することを可能とするための、障害のある者と障 害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一 般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等 教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供 されることなどが必要となる。	72
	インターンシップ	生徒が企業などの職場で体験的に働き、職業や仕事の実際について学ぶとともに働く人々との関わりを持つことで、勤労観・職業観、社会性を養い、自己の将来の生き方・在り方の意識を高める取組。	66、139
	АІ	Artificial Intelligenceの略。人工知能のこと。	14、23、 44、64、94
	EdTech	教育分野における、A I・ビッグデータ等の新しいテクノロジーを活用したあらゆる取組。	14
	親の学習	家庭の教育力の向上を目指して行われる学習。中学生・高校生対象の「親になるための学習」と親対象の「親が親として育ち、力をつけるための学習」がある。	9、10、 100、101、 129、144

43,60,61

53、69、

105

態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、

自分らしい生き方の実現を促す教育。

オリンピック・パラリンピックを題材にして、① スポーツの意義や価

値等に対する国民の理解・関心の向上、② 障害者を含めた多くの 国民の幼少期から高齢期までの生涯を通じたスポーツへの主体的 な参画(「する」、「見る」、「支える」、「調べる」、「創る」)の定着・拡大、

③ 児童生徒をはじめとした若者に対する、これからの社会に求め

られる資質・能力等の育成を推進することを目的とした教育活動。 なお、本県では、ラグビーワールドカップ2019が開催されること を踏まえ、ラグビー精神はオリンピック・パラリンピック教育の考え 方と合致するものであることから、双方を一体的に捉えて取組を進

文部科学省が定める、各学校で教育課程(カリキュラム)を編成する際の基準のこと。全国のどの地域で教育を受けても一定の水準の

教育を受けられるよう、各教科などの目標や大まかな教育内容を定

あ

か

オリンピック・パラリ

めている。

ンピック教育

学習指導要領

キャリア教育

73、75、

130



行	用語	説明	頁
か	教育支援センター (適応指導教室)	不登校児童生徒等に対する指導を行うために教育委員会及び首長部局が、教育センター等学校以外の場所や学校の余裕教室等において、学校生活への復帰を支援するため、児童生徒の在籍校と連携を取りつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う組織として設置したもの。	77
	共生社会	障害を理由とする差別を解消し、障害者と障害者でない者とが分け 隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域の 中で共に手を取り合って暮らすことのできる社会。	25、72、 73、74、 122
	協調学習	学習者一人一人の多様な考え方を生かす学びの在り方で、学習者 自身が主体的に学びに参加し、話し合い、お互いの関わりの中で考 えを統合して自らの理解を深める学習形態。	2、8、23、 40、41、 69、130、 135、142
	県民スポーツの日	スポーツに対する県民の関心と理解を一層深めるとともに、県民全体でスポーツに関する取組を推進し、もって明るく健康で豊かな県民生活の実現を図るために設定した日。平成16年(2004年)3月に、6月の第1日曜日を「県民スポーツの日」として制定。	123
	高校生のための学 びの基礎診断	義務教育段階の学習内容を含めた高校生に求められる基礎学力の確実な習得と高校生の学習意欲の喚起を図るため、高等学校段階における生徒の基礎学力の定着度合いを測定する民間の試験等を文部科学省が一定の要件に適合するものとして認定する仕組み。	41
	高大接続改革	グローバル化の進展、技術革新、国内における生産年齢人口の減少などに伴い、予見の困難な時代の中で新たな価値を創造していく力を育てるために、高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜を通じて学力の3要素(1.知識・技能、2.思考力・判断力・表現力、3.主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度)を確実に育成・評価するという三者の一体的な改革のこと。	41
	交流及び共同学習	障害のある子供と障害のない子供が一緒に参加する学習形態のこと。障害のある子供の自立と社会参加を促進するとともに、社会を構成する様々な人々と共に助け合い支え合って生きていくことを学ぶ機会となり、ひいては共生社会の形成に役立つもの。	74
	子育ての目安「3 つ のめばえ」	小学校入学までに子供たちに身に付けてほしいことを、「生活」「他者との関係」「興味・関心」の視点から、本県が独自に取りまとめたもの。	47、100、 101
	古典の日	平成24年(2012年)9月に「古典の日に関する法律」が公布・施行され、国民の間に広く古典についての関心と理解を深めるようにするため、11月1日が古典の日として定められた。古典の日の日付は、「紫式部日記」によって源氏物語の存在が確認できる最古の日付である寛弘5年(1008年)11月1日に由来。	117
	子ども・子育て支援 新制度	平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」などの子ども・子育て関連3法に基づく制度のこと。保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子供・子育て支援を総合的に推進するもの。	46
	子ども大学	地域の大学やNPO、青年会議所などが連携して子供(小学校4~6年生)の知的好奇心を刺激する学びの機会を提供するもの。ものでとの原理やしくみを追求する「はてな学」、地域を知り郷土を愛する心を育てる「ふるさと学」、自分を見つめ人生や将来について考える「生き方学」の3分野の講義を基本に、学校とは一味違った課題を取り上げて、大学教授や地域の専門家が教えるもの。	11、109、 113、130



行	用語	説明	頁
か	事件事故発生マップ	過去に県内で発生した交通事故や子供を狙った不審者情報などの 発生地点を、ホームページ上において学校名などの目標物から検 索、確認することができるもの。	93
	持続可能な開発の ための教育(ES D)	持続可能な社会づくりの担い手を育むため、地球規模の課題を自分のこととして捉え、その解決に向けて自分で考え行動を起こす力を身に付けるための教育。ESDは、Education for Sustainable Developmentの略。	43、69
	持続可能な社会	「環境」「経済」「人間社会」のバランスが取れた社会。すなわち、有限な地球環境の中で、環境負荷を最小にとどめ、資源の循環を図りながら、地球生態系を維持できる社会のこと。	21、68
	児童虐待	保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童(18歳に満たない者)を現に監護する者をいう。)がその監護する児童に対し、殴る、蹴るなどの身体的虐待、性的虐待、衣食住の世話を行わないなどのネグレクト(養育放棄)及び心理的虐待を行うこと。	54、55
	社会に開かれた教 育課程	教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくため、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働をすること。	18、130
	主権者教育	政治の仕組みについて必要な知識の習得のみならず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う力を育む教育。	25、69
	主体的・対話的で深 い学び	主体的な学びとは、学習活動を見通し、振り返り、課題を解決してい こうとすること。対話的な学びとは、学び合い等、他者と協働するこ と等によって、多様な見方・考え方を学ぶこと。深い学びとは、見方・ 考え方を働かせて、自分自身の次の課題を見つけること。	4、8、25、 41、45、 94、95
	小1プロブレム	自制心や耐性、規範意識が十分に育っていないことから学校生活に適応できず、小学校1年生などの教室において、学習に集中できない、教員の話が聞けずに授業が成立しないなどの状況が見られること。	46、52、53
	障害者の権利に関 する条約	障害者の尊厳、自律及び自立、差別されないこと、社会参加などを一般原則として規定し、障害者に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、これらを確保し促進するための措置を締約国が取ることなどを定めている条約。日本は平成26年(2014年)1月に批准。	72
	障害を理由とする差 別の解消の推進に 関する法律	全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として平成28年(2016年)4月に施行された。	72
	情報活用能力	情報及び情報手段を主体的に選択し、活用していくための個人の基礎的資質。プログラミング的思考やICTを活用する力を含む、言語能力や問題発見・解決能力と同様に、教科等の枠を越えて、全ての学習の基盤として育まれ活用される資質・能力。	41、44、 45、94、 136、143
	消費者市民社会	消費者一人一人が、自分だけでなく周りの人々や、将来生まれる 人々の状況、内外の社会経済情勢や地球環境にまで思いを馳せて 生活し、社会の発展と改善に積極的に参加する社会。	68



行	用語	説明	頁
た	多様な働き方実践 企業	仕事と子育てなどの両立を支援するため、短時間勤務やフレックスタイムなど複数の働き方を実践することで、女性が生き生きと働き続けられる環境づくりを行っている企業のこと。埼玉県が認定を行っている。	101
	地域学校協働活動	地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。	21、103、 104
	地域子育で支援拠点	子育て中の孤立感、負担感を緩和するため、子育て親子の交流促進、育児不安に対する相談指導及び情報提供など、子育てに関する様々な援助活動を行う拠点。	9, 47, 101
	   地域若者サポートス   テーション	働くことに悩みを抱えている15歳から39歳までの若者に対し、 キャリア・コンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケー ション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験など により、就労に向けた支援を行っている。	77
	知識基盤社会	新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性の増す社会。	41、45
	超スマート社会 (Society5.0)	①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く、人類史上5番目の新しい社会で、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。	14、23、44
	通級指導教室	小・中学校の通常の学級に在籍している、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害などの障害がある児童生徒のうち、比較的障害の程度が軽度である児童生徒に対して、各教科などの指導は主として通常の学級で行い、個々の障害の状態に応じた特別の指導(「自立活動」及び「各教科の補充指導」)を行う場のこと。	74
	東京 2 0 2 0 オリン ピック・パラリンピッ ク競技大会	2020年夏季に東京及びその周辺で開催されるオリンピック・パラリンピック大会。オリンピックは2020年7月24日(金)~8月9日(日)の日程で、パラリンピックは2020年8月25日(火)~9月6日(日)の日程で開催される。埼玉県でもオリンピック4競技(バスケットボール、サッカー、ゴルフ、射撃)とパラリンピック1競技(射撃)が開催される。	11, 42, 43, 60, 61, 116, 117, 119, 122, 124
	特別支援学校のセンター的機能	特別支援学校が、その専門性を生かし、地域の小・中学校などに在籍する障害のある児童生徒などへの指導に対する支援を行うなど、その地域における特別支援教育の中核的な役割を担う働き。	75
な	認定こども園	幼稚園や保育所のうち、①就学前の子供に幼児教育・保育を提供する機能と②地域における子育て支援を行う機能を備えた施設について、設置者の申請に基づき知事が認定するもの。幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つため、保護者が働いている、いないにかかわらず利用できる。	9、46、47、 81、100、 101、105、 137
は	発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害 (LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)その他これに類する脳 機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの として法令で定めるもの。	16、74

第3期 2019~2023年度

## 埼玉県教育振興基本計画

- 豊かな学びで 未来を拓く埼玉教育-

2019年7月発行

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

TEL.048 • 830 • 6990

https://www.pref.saitama.lg.jp/

編集発行/埼玉県·埼玉県教育委員会























埼玉県教育振興基本計画

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

TEL.048 • 830 • 6990 https://www.pref.saitama.lg.jp/

編集発行/埼玉県·埼玉県教育委員会







「コバトン」「さいたまっち」